

クリエイトジャパン株式会社

(令和4年3月期)

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号又は名称	クリエイトジャパン株式会社
代表者名	代表取締役社長 中村 鉄太郎
所在地	東京都中央区銀座三丁目14番13号
許可年月日	平成29年1月1日
加入協会名	日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金

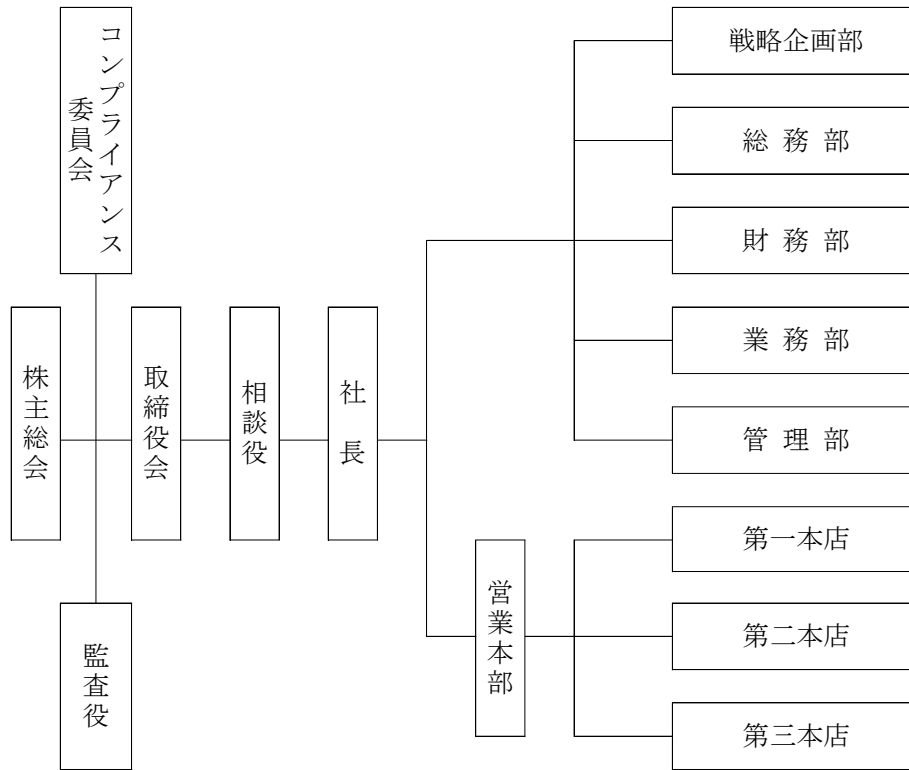
会社の沿革

年 月	概 要
平成17年8月	東京都中央区銀座にFXクリエイト株式会社を資本金7,000万円で設立
平成17年12月	金融先物取引業の登録 関東財務局(金商)第66号を受ける 新日本商品株式会社より外国為替部門の分割を受け、FXクリエイト株式会社での営業を開始
平成18年8月	本社を東京都港区新橋に移転
平成18年11月	資本金を2億円に増資
平成19年12月	第一種金融商品取引業の登録 関東財務局(金商)256号を受ける
平成23年5月	資本金を2億800万円に増資
平成23年6月	本社を東京都中央区銀座に移転
平成24年3月	資本金を3億300万円に増資
平成24年11月	第二種金融商品取引業の追加登録を受ける
平成24年12月	東京金融取引所「くりっく365」の取次業務を開始
平成26年3月	店頭外国為替証拠金取引業務終了
平成28年4月	新日本商品株式会社を吸収合併し、クリエイトジャパン株式会社に商号変更。商品先物取引業を開始
平成29年1月	商品先物取引業の許可を更新
令和2年4月	商品関連市場デリバティブ取引業務の追加により、第一種金融商品取引業の登録を変更

② 事業の内容（令和4年3月31日現在）

(1) 経営組織

当社の経営組織は次の通りです。



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は商品先物取引法第190条第1項に基づき、国内商品市場における取引の委託の取次ぎを受けることのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣及び経済産業大臣より、「商品先物取引業」の許可を受けております。

取次先：岡安商事株式会社（東京都中央区）

なお、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

取引所名	当社における取扱商品
(株)東京商品取引所	エネルギー（ガソリン、灯油、原油、軽油）

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

該当事項はありません。

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

該当事項はありません。

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において国内商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 兼業業務

金融商品取引法に基づき登録を受けた金融商品取引業者であり、株式会社東京金融取引所における為替証拠金取引「くりっく365」及び株式会社大阪取引所における商品関連市場デリバティブ取引の委託の取次ぎを行っております。(登録番号：関東財務局長(金商)第256号)

取次先：岡安商事株式会社(東京都中央区)

③ 営業所、事務所の状況

(令和4年3月31日現在)

名称	所在地
本店	東京都中央区銀座三丁目14番13号

④ 財務の概要

決算年月 令和4年3月期

(a) 資本金	303,000 千円
(b) 営業収益	574,248 千円
(c) 受取手数料	574,248 千円
(d) トレーディング損益	－ 千円
(e) 経常損益	△70,094 千円
(f) 当期純損益	△65,996 千円
(g) 自己資本規制比率	202.6%

⑤ 発行済株式総数

発行済株式総数 10,684,960株 (令和4年3月31日現在)

(うち自己株式 3,275,000株)

(注) 当社の株式は非上場です。

⑥ 上位 10 位までの株主の氏名等

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
那須 睦子	1,539,500 株	20.77%
島津 嘉弘	1,131,100 株	15.26%
大山 和美	694,080 株	9.36%
河内源八郎	577,960 株	7.79%
平川 政人	508,900 株	6.86%
上野 修子	414,000 株	5.58%
中村鉄太郎	384,600 株	5.19%
野村 嘉久	334,740 株	4.51%
日野 裕治	332,600 株	4.48%
堀川 貢司	247,740 株	3.34%
合計 10名	6,165,220 株	83.20%

⑦ 役員の状況

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

役職名	氏名
代表取締役相談役	島津 嘉弘
代表取締役社長	中村 鉄太郎
専務取締役	堀川 貢司
常務取締役	井上 雄次郎
取締役	井尾 義夫
取締役	武藤 隆
取締役	石塚 智教
監査役	野村 嘉久

⑧ 役員及び使用人の数

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

	役員	使用人	合計
総数	8名	43名	51名
(うち外務員数)	(3名)	(33名)	(36名)

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

当期の国内商品市場における原油においては、4月のOPECプラスの閣僚級会合において、それまでの協調減産を緩和し、また、経済制裁緩和に伴うイラン産原油供給拡大への警戒感から一時40,000円を割り込みました。しかしその後は欧米各国で新型コロナウイルスワクチン接種率が高水準となり経済活動の正常化が進み、自動車や航空機燃料の需要の改善の兆しが見られたことから6月末には49,000円台まで上昇し、その後8月には41,000円台まで値を下げる場面もありましたが9月にかけて48,000円台まで回復しその後も上昇基調が続きました。下半期に入ると10月にかけて53,000円台まで値を上げたのち、12月にかけて48,000円台まで下がる場面もありましたが、その後はロシアのウクライナ侵攻予測から徐々に値段が上昇し、侵攻が勃発するとエネルギー需給のひっ迫予想から一気に値を上げ3月に入ると70,000円台の高値をつけました。

このような状況のなか、東京商品取引所における当社の商品先物取引の年間総売買高は13,678枚（前年比61.4%減）となりましたが、前期と比較すると原油の売買高が殆どを占めているため、受取手数料は112,336千円（前年比74.1%増）となりました。

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引

112,336千円（売買高13,678枚）

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引

該当事項はありません

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません

(3) 金融商品取引部門

受取手数料 461,912千円

売買高 264,256枚

② 取引開始基準

個人顧客に関する取引開始基準（商品先物取引）

クリエイトジャパン株式会社

当社では次に掲げるお申し込みに必要な条件を満たすお客様に限り、お取引口座開設のお申し込みを受け付けております。当社において口座開設審査を行い、審査結果によっては口座開設のご希望に添いかねることもありますのであらかじめご了承下さい。

尚、当社における審査の結果、お客様のお取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

1. 商品先物取引のリスクや仕組みについて十分な理解があること。
2. 以下の事項に該当しないこと。該当する場合はお取引ができません。
 - ・ 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - ・ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 商品デリバティブ取引を借入れにより行おうとする者
 - ・ 損失が生ずるおそれがある取引を望まない者
 - ・ 過去に恣意的に紛争を惹起した者、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れのある者
 - ・ 反社会的勢力に属する者や関与している者
 - ・ 犯罪収益移転防止法におけるハイリスク取引に該当する者
3. 以下に該当する場合は原則、お取引ができませんが、社内手続きにおいて審査した上でお取引をすることができます。
 - ・ 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等の収入が過半を占め、これにより生計を維持する者
 - ・ 年収500万円以上有しない者
 - ・ 75歳以上の高齢者
 - ・ デリバティブ取引の経験がない者
 - ・ 銀行、農業共同組合、漁業共同組合、信用組合、信用金庫などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社などのノンバンクで直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 国、地方公共団体その他公益機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 民間企業等の経理、財務担当者で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者

以上

附則

本規則は、取締役会の決議にて改廃する。

平成28年4月1日より実施

③ 顧客数

顧客数 206名 (令和4年3月31日現在)

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,755,383	流動負債	2,368,681
現金及び預金	378,106	預り証拠金	2,295,472
預託金	15,000	未払金・未払費用	24,396
金銭の信託	25,000	未払法人税等	3,754
差入保証金	1,168,729	未払消費税等	8,723
委託者先物取引差金	387,953	賞与引当金	6,520
未収入金	3,675	その他	29,814
その他	776,917		
		固定負債	63,023
		退職給付引当金	43,437
		役員退職慰労引当金	19,586
		特別法上の準備金	12,097
固定資産	92,428	商品取引責任準備金	10,700
有形固定資産	15,685	金融商品取引責任準備金	1,397
建物	8,998		
車両	0		
器具及び備品	3,205		
土地	3,481		
		負債合計	2,443,802
		純資産の部	
無形固定資産	6,155	株主資本	404,316
ソフトウェア	6,155	資本金	303,000
		資本剰余金	331,543
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	231,543
投資その他の資産	70,587	利益剰余金	△ 67,083
投資有価証券	1,000	利益準備金	23,600
長期未収債権	54,795	その他利益剰余金	△ 90,683
長期差入保証金	64,187	繰越利益剰余金	△ 90,683
その他	5,400		
貸倒引当金	△ 54,795	自己株式	△ 163,143
繰延資産	308		
		純資産合計	404,316
資産合計	2,848,119	負債・純資産合計	2,848,119

(注) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損益計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受取手数料収入	574,248	574,248
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	637,319	637,319
営 業 損 失		63,071
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	104	
そ の 他	2,582	2,686
営 業 外 費 用		
そ の 他	9,709	9,709
経 常 損 失		70,094
特 別 利 益		
商品取引責任準備金戻入額	5,000	5,000
特 別 損 失		
金融商品取引責任準備金繰入額	81	81
税引前当期純損失		65,176
法人税・住民税及び事業税		820
当 期 純 損 失		65,996

(注)記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月 31日

(単位:千円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	303,000	100,000	238,953	338,953	23,600	△ 24,686	△ 1,086	△ 163,143	477,723	477,723
当期変動額										
剰余金の配当			△ 7,409	△ 7,409					△ 7,409	△ 7,409
当期純損失						△ 65,996	△ 65,996		△ 65,996	△ 65,996
当期変動額合計	—	—	△ 7,409	△ 7,409	—	△ 65,996	△ 65,996	—	△ 73,406	△ 73,406
当期末残高	303,000	100,000	231,543	331,543	23,600	△ 90,683	△ 67,083	△ 163,143	404,316	404,316

(注) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

計算書類作成の基本となる重要な事項の注記

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間で均等償却しております。

無形固定資産・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(c) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に備えるため、内規に基づき計上しております。

(d) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(e) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法46条の5の規定に基づき計上しております。

(f) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）

及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

80,487 千円

(2) 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金	金融商品取引法第 46 条の 5
商品先物取引責任準備金	商品先物取引法第 221 条

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	10,684,960 株
------	--------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	3,275,000 株
------	-------------

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

令和 3 年 6 月 22 日の第 16 期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	7,409,960 円
2) 配当の原資	資本剰余金
3) 1株当たり配当額	1.0 円
4) 基準日	令和3年3月31日
5) 効力発生日	令和3年6月23日

②基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

該当事項はありません

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、退職給付引当金の否認額等でありますが、全額評価性引当額としているため、繰延税金資産の計上は行っておりません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針です。

委託者に係る差入保証金・委託者先物取引差金・預り証拠金については、相場変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の社内管理規則に沿って委託者ごとに日々把握する体制としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「差入保証金」、「委託者先物取引差金」、「預り証拠金」については現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

当社は、外国為替証拠金取引「くりっく365」及び商品関連市場デリバティブ取引の委託の取次業務を行っております。当該取次業務に係る当社の履行義務は顧客の代理人として取引所取引を行うものであります。

委託手数料は顧客との契約に基づき、取引の実行に対して顧客から受け取る対価であり、約定時点で収益として認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	54円56銭
1株当たり当期純損失	8円91銭

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に準じて公認会計士の監査を受けております。

以 上